

平成28年度 練馬区立旭丘小学校いじめ防止基本方針

1 旭丘小学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

「いじめは、どの学校でもどの学級に、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）により、本校のすべての児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「旭丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめが発生した時は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員はいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義的に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、関係機関との連携を深める。
- (4) 28年度より各学校において、いじめ対策推進委員が学校全体のリーダーとしていじめ問題の防止に努め、早期発見と対策を推進することとする。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針や「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を受け、保護者や地域の参画の下「学校いじめ防止基本方針」を策定する。年間計画としては、いじめの未然防止・早期発見・早期対処への具体的取組として、ふれあい月間を年3回（6月・11月・2月）、あいさつ週間を毎月第1週、情報モラル教育を1月9日の公開日に予定している。また、特別支援教育兼いじめ対策委員会を随時開催、生活指導全体会を6月・12月・3月に開催し情報収集に努める。

② 組織の設置

いじめの防止等の対策のため、特別支援教育兼いじめ対策校内委員会を設置する。校長、副校長、主幹、教諭、生活指導主任、保健主任 特別支援 CDN を構成員とするが、必要に応じてスクールカウンセラーやこころのふれあい相談員等も出席する。また、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、発生した事態の性質に応じて適切な専門家を加えていく。

③ SNS 学校ルールを作成し、学校全体で指導にあたり、SNS でのいじめ等の問題を未然に防ぐ。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

・いじめ防止シンボルマーク、いじめ撲滅宣言、いじめ防止ポスター、いじめ防止標語などの取組をする。ポスター等は教育委員会に応募する機会を設ける。校内に作品を掲示し、いじめ防止の意識

を育てていく。

○ふれあい月間の取組

- ・道徳でいじめについて考えて話し合う授業に取り組む。
- ・人権啓発ビデオ・DVDを視聴し、いじめ防止や人権に関する授業を実施する。
- ・Q-Uテストを実施し、学級の集団への帰属意識や自己有用感に変化がないか見守り、児童理解に常に努める。

○情報モラル教育の実践

- ・情報モラルの授業を通して、保護者と連携して携帯電話やインターネット、ゲーム等の約束作りをする。
- ・道徳の時間や社会科、保健体育等の授業を通して、情報通信機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断、ルールやマナーを守ろうとする態度が学べるよう系統的・体系的に指導する。

② 児童の主体的な活動の推進

○児童によるあいさつ週間

- ・教員が行うあいさつ週間に合わせて、全校児童が順番で、登校してくる児童に対して「おはようございます」の声かけをする。

③ 教職員の指導力の向上

○いじめ問題に対して正しい理解をするため研修を行う。

- ・OJTの取組のひとつであるミニ研修会を活用し、共通理解を図る。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① ふれあい月間の取組

- ・学校生活アンケートを全児童に実施する。
- ・1～3年生は、アンケートの記述をもとに気になる児童と面談をしていじめに関する情報を収集する。
- ・4～6年生は、アンケートの記述をもとに全児童が生活指導部や心のふれあい相談員と二者面談をしていじめに関する情報を収集する。
- ・いじめ実態調査の分析・活用をする。

② 保護者・地域との連携

- ・保護者会や保護者との個人面談を通して、学校の取組を発信し、情報の収集・共有に努める。
- ・学校運営連絡協議会を積極的に活用し、情報収集する。

③ 全職員による児童観察

- ・あいさつ週間の取組を通して、あいさつの声かけをしながら児童の様子を注意深く観察し、児童の変化やサインを見逃さないようにする。
- ・服装の汚れや乱れ、けが、あざなどに注意して観察する。
- ・児童の持ち物の紛失、いたずら書きがないか、給食のときなどに机を離していないかなど日常の様子を常に観察し、見つけた場合は即時対応と原因追及をする。

④ 教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員もふれあい月間の取組に参加し、児童の面談を行う。また、校内を巡視して児童の様子を随時観察する。

(4) いじめへの対応

① 問題解決へ向けた学校の方針

- ・いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決に当たる。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに組織を通して校内で情報を共有するようにする。

② いじめられた側への対応

- ・いじめを受けた（訴えてきた）児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の苦しみや悩みを受け止め、児童を支え、いじめから守る強い姿勢を持って対応することを伝える。
- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導を実践するとともに、内容の他日時や対応した場所、職員など指導の記録をとる。
- ・いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告して共通理解し、休み時間や登下校時にも見回るなど被害が継続しないような体制作りを整える。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員と連携し、メンタルヘルス・ケアなどを行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

③ いじめた側への対応

- ・事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で阻止する。
- ・いじめの原因や背景の調査による根本的な解決を図る。
- ・相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境作りをする。

④ 重大事態への対処

○関係機関への報告・連携

- ・教育委員会へ報告し、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。
- ・状況により、警察・児童相談所・家庭支援センター等に連絡し、情報提供を行い、協力を依頼する。

○いじめを受けた側への対応

- ・いじめを受けた児童に対して複数の教員による個別の保護を実施するとともに、教員間の情報共有の徹底を図る。
- ・保護者に様子の確認をし、家庭訪問を実施してスクールカウンセラーや心のふれあい相談員等と協力して心のケアをしていく。児童の帰宅後も保護者に連絡をとり、学校は積極的に状況を把握していく。
- ・別室での学習や登下校見守りを行い、被害が継続しないような体制作りを整えて対応する。

○いじめた側への対応

- ・いじめを受けた児童が安心して学校で学習する環境を確保するため、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を実施する。
- ・いじめた側の児童に対して指導を継続的に行っても改善がみられず、いじめを受けた児童やその周囲の児童の学習妨げられる場合には、校長による訓告を実施することもある。(教育委員会の立ち会いの下で行う。)
- ・いじめた側の児童の行為の背景には、過去に受けた心の傷が関係ある場合もあるため、必要に応じて心のケアを行う。また、保護者が子育てに悩みを抱えている場合も考えられるので、スクールカウンセラーを活用して保護者をケアしていくことも必要である。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

○いじめを受けた児童への対応

- ・公開の掲示板やリアル、動画投稿サイト等で児童の個人情報が開示された場合は投稿のコピーが短時間で拡散され、急激に被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し、早期に対策を講じる。名称やURL、書き込み内容、画像等を保存・記録し、事実を明らかにする。明らかになったことを関係児童に確認しながら聞き取ったことを蓄積する。児童の生命や身体に関わることや犯罪行為に関わる場合は、警察や法務局に相談・通報して適切な援助・助言を求めるなどの対応をする。
- ・掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、プロバイダーに対して削除を依頼する。

○いじめた側の児童への対応

- ・事実確認を行った上で書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させ、事実を認めさせる。個人情報に関する書き込みおよび発信等をした行為は重大な人権侵害であり、犯罪であることを指導する。
- ・いじめた側の児童の保護者に対して、事実を説明し、指導内容を報告する。学校側といじめを受けた児童とその保護者とで相談を行ったうえで、謝罪をする場を設けることを指導する。保護者やスクールカウンセラーと連携し、原因や抱えている悩み心理的な背景等の理解には努めるが、行った行為には毅然とした態度で厳正に対応する。

⑥ 校種間および関係機関との一層の連携

○卒業・卒園時における的確な情報伝達

- ・小・中一貫教育・幼保小連携の視点を踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。

○入学後の連携の継続

- ・校種間で情報連携を行う際、卒業・卒園生や卒業・卒園時の学年集団等に関するいじめの調査から把握できる情報を提供し、意見交換をする。

○連携機関との情報共有

- ・いじめの原因は様々であることから、教育相談室や適応指導室子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

○定期的ないじめに関する調査

- ・ふれあい月間を中心としたいじめに関するアンケートを継続し、調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。

○学校評価等に関する改善

- ・教職員は、日頃から児童の理解に努め、未然防止や早期発見などいじめ問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況についての定期的に評価し、評価結果を基に改善していく。

○児童および保護者等の評価および参画

- ・児童および保護者が学校関係者評価等を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や組織に対して定期的に評価する。学校教育アンケートを活用していく。

○いじめ防止に向けた取り組みについて、毎年の学校評価にて学校全体で周知・確認する。

4 付則

付則 （平成 26 年 4 月 1 日付け 練旭丘小第 3 号）

この 4 「学校いじめ防止基本方針」は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。